

別 表(第2条関係)

補 助 事 業 名	高齢者福祉施設等施設整備費補助事業
補 助 事 業 の 目 的	市町及び社会福祉法人等が、高齢者福祉施設等の整備を行うことに対して補助することにより、介護基盤となる施設の整備促進を図る。
補 助 事 業 の 対 象 と な る 者	市町及び社会福祉法人等(別紙2の各表の欄「2 設置主体」のとおり)
補 助 事 業 の 対 象 と な る 経 費	別紙1の1「施設整備の区分」ごとに、同2「対象経費」に定める経費
補 助 率	定額
補 助 金 の 額	予算の範囲内において、下記により算出した額を限度とする。 別紙1の2に定める対象経費の実支出額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額と、別紙2に定める基準額の合計額とを比較して少ない方の額(1,000円未満の端数は切捨て)を交付額とする。
適用除外する条項	
そ の 他 の 事 項	1 概算払いをすることができる額は、出来高相当額の範囲内とする。 (補助金請求書の添付書類は(別紙)のとおり) 2 第14条の規定にかかわらず市町に対して精算額を交付するものについては、補助金請求書を省略することができる。 3 その他、この要綱に定めのないものについては、国補助基準等に準じる。

関係条項	内 容
第 3 条	(添付書類) 1 高齢者福祉施設等施設整備費補助金所要額内訳書(別紙3) 2 事業計画書(別紙4) 3 歳入歳出予算書(見込書)抄本
	(指定期日) 別に通知する日
第 7 条 第 1 項	(軽微な経費配分の変更) 経費配分の変更は認めない。
	(軽微な事業内容の変更) 施設の機能を著しく変更しない程度の変更。 (設置場所、施設の規模、施設の構造の変更を除く)
	(添付書類) 第3条に準ずる。
	(指定期日) 必要の生じた日から20日以内。 ただし、当該年度の3月31日を限度とする。
第 9 条 第 1 項	(報告事項等)
第 1 1 条	(添付書類) 1 高齢者福祉施設等施設整備費補助金精算額内訳書(別紙5) 2 事業実績報告書(別紙6) 3 歳入歳出決算書(見込書)抄本
	(指定期日) 事業完了の日から起算して1月を経過した日、又は翌年度の4月10日のいずれか早い日。
第 19 条 第 1 項	(処分制限期間) 2008年(平成20年)7月11日厚生労働省告示第384号「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」に定める期間。

1 施設整備の区分

整備区分	整備内容	対象施設(事業)
(1) 創設	新たに施設を整備すること。	特別養護老人ホーム(※1) 老人短期入所施設(※2) 養護老人ホーム(※3) 軽費老人ホーム(ケアハウス)(※1) 介護老人保健施設(※1)
(2) 増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。	特別養護老人ホーム(※1) 老人短期入所施設(※2) 養護老人ホーム(※3) 軽費老人ホーム(ケアハウス)(※1)
(3) 増改築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をすることともに移転又は現地建替により改築整備をすること。	特別養護老人ホーム(※1) 老人短期入所施設(※2) 養護老人ホーム(※3) 軽費老人ホーム(ケアハウス)(※1)
(4) 改築	移転又は現地建替により改築整備をすること。	特別養護老人ホーム(※1) 老人短期入所施設(※2) 養護老人ホーム(※3) 軽費老人ホーム(ケアハウス)(※1)
(5) 大規模修繕	本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、施設の一部改修等をする(地域医療介護総合確保基金管理運営要領の別記1-1「介護施設等の整備に関する事業」の「2 対象事業」、「(1) 地域密着型サービス等整備等助成事業」、「イ 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業」に該当するものに限る)。	特別養護老人ホーム(※1) 養護老人ホーム(※3) 軽費老人ホーム(※3) 介護老人保健施設(※1) 介護医療院(※1)
(6) 耐震化	本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、施設の耐震補強をすること(地域医療介護総合確保基金管理運営要領の別記1-1「介護施設等の整備に関する事業」の「2 対象事業」、「(1) 地域密着型サービス等整備等助成事業」、「イ 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業」に該当するものに限る)。	特別養護老人ホーム(※1) 養護老人ホーム(※3) 軽費老人ホーム(※3) 介護老人保健施設(※1) 介護医療院(※1)
(7) 災害レッドゾーン	移転により改築整備すること(地域医療介護総合確保基金管理運営要領の別記1-1「介護施設等の整備に関する事業」の「2 対象事業」、「(1) 地域密着型サービス等整備等助成事業」、「ウ 災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業」に該当するものに限る)。	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室(※1) 養護老人ホーム(※3) 軽費老人ホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)(※3) 介護老人保健施設(※1) 介護医療院(※1) 介護付きホーム(※7)
(8) 災害イエローゾーン	移転により改築整備すること(地域医療介護総合確保基金管理運営要領の別記1-1「介護施設等の整備に関する事業」の「2 対象事業」、「(2) 地域密着型サービス等整備等助成事業」、「エ 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業」に該当するものに限る)。	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室(※1) 養護老人ホーム(※3) 軽費老人ホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)(※3) 介護老人保健施設(※1) 介護医療院(※1) 介護付きホーム(※7)
(9) 創設 (病床転換)	既存の医療療養病床(同一建物内にある一般病床を含む。)を取り壊さずに、新たに老人福祉施設等を整備すること。	特別養護老人ホーム 老人短期入所施設(※2) 軽費老人ホーム(ケアハウス) 介護老人保健施設
(10) 改築 (病床転換)	既存の医療療養病床(同一建物内にある一般病床を含む。)を改築整備(一部改築を含む。)をすること。(既存施設の現在定員の増員を行わないものに限る。)	有料老人ホーム(※4) 認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 生活支援ハウス(※5) 複合型サービス事業所
(11) 改修 (病床転換)	既存の医療療養病床(同一建物内にある一般病床を含む。)を老人福祉施設等に転換するために必要な改修整備をすること。	介護医療院 サービス付き高齢者向け住宅(※6)

※1 補助対象施設は、介護保険法に基づく知事の指定又は許可を受けるものに限る。(定員29人以下のものは除く。)

※2 介護保険法に基づく知事の指定を受ける介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に併設されるものに限る。

※3 補助対象施設は、老人福祉法に基づく知事の認可を受ける、又は知事に届出を行うものに限る。(定員29人以下のものは除く。)

※4 居室は原則個室とし、1人当たりの居室の床面積がおおむね13㎡以上であるもので、かつ、介護保険制度における利用者負担第3段階以下の者でも入居可能な居室を確保しているものに限る。

※5 離島振興法(昭和28年法律第72号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、水源地域対策特別措置法(昭和48年法律第118号)、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)に基づくものに限る。

※6 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条の規定により登録されているものに限る。

※7 特定施設入居者生活介護の指定を受ける有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅に限る。(定員29人以下のものは除く。)

2 対象経費

1 種 目	2 対 象 経 費
主 体 工 事 費	施設整備に必要な工事費又は工事請負費(工事請負費と同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含み、下記対象外経費を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費・消耗品費・通信運搬費・印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。)

※ 対象外経費

次に掲げる費用については補助の対象外とする。

(1) 土地の買収、及び整地に要する費用

(2) 既存建物の買収に要する費用

(既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。)

(3) 職員宿舎に要する費用

(4) 門、囲障、構内の雨水排水設備、構内通路等の外構整備に要する費用

(5) その他施設整備費として適当と認められない費用

1 施設整備費補助基準額

(1) 創設(※1)・改築・増改築・増築

1 施設の種別	2 設置主体	3 補助対象(※2)	4 補助基準額 (=補助単価×利用(増加)定員(※4))	
			整備施設規模(※3)	補助単価
主体工事費	①特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	ユニット型	120床以上	2, 832, 000円
			80床以上120床未満	3, 332, 000円
			30床以上80床未満	3, 832, 000円
		多床室(※4)	120床以上	1, 698, 000円
			80床以上120床未満	1, 999, 000円
			30床以上80床未満	2, 298, 000円
	老人短期入所施設 (※5)	ユニット型	120床以上	1, 415, 000円
			80床以上120床未満	1, 666, 000円
			30床以上80床未満	1, 915, 000円
	②養護老人ホーム	個室	120床以上	2, 499, 000円
			80床以上120床未満	2, 940, 000円
			30床以上80床未満	3, 381, 000円
	③軽費老人ホーム (ケアハウス)	個室	120床以上	2, 499, 000円
			80床以上120床未満	2, 940, 000円
			30床以上80床未満	3, 381, 000円
		多床室(2人部屋)(※6)	120床以上	1, 499, 000円
			80床以上120床未満	1, 764, 000円
			30床以上80床未満	2, 028, 000円
	④介護老人保健施設	ユニット型	1施設 27,225,000円(※7)	

※1 既存建物の改修により新たに施設を整備する場合の補助単価は個別協議となるため事前協議が必要となる。

※2 補助対象施設は、介護保険法に基づく知事の指定若しくは許可を受けるもの又は老人福祉法に基づく知事の認可を受ける、若しくは知事に届出を行うものに限る。

※3 整備施設規模は、一の家屋(一体的に運営される併設家屋を含む。))において整備される①～③ごとの施設の種別の合計床数とする。
(床数により異なる補助単価が設定されている施設種別に限る。)※4 特別養護老人ホームの多床室(介護保険法に基づく知事の指定を受ける介護老人福祉施設又はその部分に限る。))に係る補助基準額の算出に用いる利用(増加)定員は、一の家屋(一体的に運営される併設家屋を含む。))において整備される、整備後の定員数(床数)合計の2分の1の定員数(床数)をその上限とする。
なお、整備後の定員数(床数)は、介護保険法に基づく知事の指定を受ける介護老人福祉施設の定員数(床数)をいう。

※5 介護保険法に基づく知事の指定を受ける介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に併設されるものに限る。

※6 2人部屋での整備は、1室あたり床面積を31.9㎡以上とする。

※7 介護老人保健施設の整備は、創設に限る。

(2) 大規模修繕・耐震化

1 施設の種別	2 設置主体	3 補助対象	4 補助基準額
主体工事費 ・特別養護老人ホーム ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院	市・町 社会福祉法人 医療法人等	大規模修繕 耐震化	1,330,000円×利用定員

(3) 災害レッドゾーン

1 施設の種別	2 設置主体	3 補助対象	4 補助基準額
主体工事費 ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・介護付きホーム	市・町 社会福祉法人 医療法人等	災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等	5,280,000円×整備床数
			66,000,000円×施設数
			66,000,000円×施設数
			2,820,000円×整備床数
			5,280,000円×整備床数
			5,280,000円×整備床数

(4) 災害イエローゾーン

1 施設の種別	2 設置主体	3 補助対象	4 補助基準額
主体工事費 ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・介護付きホーム	市・町 社会福祉法人 医療法人等	災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等	5,280,000円×整備床数
			66,000,000円×施設数
			66,000,000円×施設数
			2,820,000円×整備床数
			5,280,000円×整備床数
			5,280,000円×整備床数

(5) 病床転換

1 施設の種別	2 設置主体	3 補助対象	4 補助基準額
主体工事費 ・特別養護老人ホーム ・老人短期入所施設 ・軽費老人ホーム (ケアハウス) ・介護老人保健施設 ・有料老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・生活支援ハウス ・複合型サービス事業所 ・介護医療院 ・サービス付き高齢者向け住宅	医療法人等	創設(病床転換)	1,000,000円×利用(増加)定員
		改築(病床転換)	1,200,000円×利用(増加)定員
		改修(病床転換)	500,000円×利用(増加)定員